

返戻金

1. 下記に定める事項のいずれかが生じた場合には、第2項が適用されるものとする。

① 対象者が入社後自己都合により退職した場合。

② 試用期間中に対象者に生じた事由により、対象者が解雇された場合。

2. 前項各号のいずれかに定める事項が生じた場合には下記に定める金額を支払うものとする。

① 前項各号のいずれかに定める事項が入社後1か月以内に生じた場合は報酬額の75%

② 前項各号のいずれかに定める事項が入社後1か月を超えて2か月以内に生じた場合は報酬額の50%

③ 前項各号のいずれかに定める事項が入社後2か月を超えて3か月以内に生じた場合は報酬額の25%